

省令

○文部省令第四十八号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百一十一号)の施行に伴い、及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)第二条第一項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年六月三十日

文部大臣 中曽根弘文

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第二条第五号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十二年六月七日)から適用する。

○厚生省令第四百号

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び厚生省組織令(昭和二十七年政令第百八十八号)を実施するため、厚生省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年六月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生省組織規程の一部を改正する省令

第二十四条の五の見出し中「老人保健指導官」を削り、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第九号までを二

号ずつ繰り上げ、同条第五項中「老人保健指導官七人以上」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項第五号」を「第二項第三号」に改

め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二項第三号から第九号まで」を「第二項各号」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十八条の二第二項第一号中「家族訪問看護療養費」の下に、並びに老人保健法による医療に要する費用、入院時食事療養費に係る療養費についての費用、特定療養費に係る療養費についての費用、及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護についての費用」を加え、同条を第二十八条の四とし、第二十八条を第二十八条の三とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十八条 保険局企画課に、老人医療企画官一人を置く。

2 老人医療企画官は、上司の命を受けて、厚生省組織令第八十三条第五号から第十号までに規定する事務のうち重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(老人保健指導官)

第二十八条の二 保険局企画課に、老人保健指導官七人以上を置く。

2 老人保健指導官は、上司の命を受けて、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)による医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給及び移送費の支給に関し市町村長が行う事務についての監査及びこれに伴う指導並びに同法による保険者の拠出金の額の算定に関する保険者に対する指導監督に関する事務の処理に当たるものとする。

第二十九条第二項中「及び特定療養費に係る療養費」を「特定療養費に係る療養費及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護」に改める。

第二九十五条中「臨床検査技師養成所」を削る。

別表第一 国立山口病院の項及び国立中津病院の項を削り、国立南九州中央病院の項中「国立南九州中央病院」を「国立病院九州循環器病センター」に改める。

別表第三(一) 国立中津病院附属看護学校の項中「国立中津病院附属看護学校」を「国立別府病院附属中津看護学校」に改め、同表国立南九州中央病院附属鹿兒島看護学校の項中「国立南九州中央病院附属鹿兒島看護学校」を「国立病院九州循環器病センター附属鹿兒島看護学校」に改める。

別表第四(一) 国立療養所霧島病院の項を削る。

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

○運輸省令第二十四号

モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十二条の二、第七条、第九条の三、第二十条及び第二十六条の規定に基づき、モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年六月三十日

運輸大臣 二階 俊博

モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令

モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「運輸大臣の承認を受けて」及び「当該承認に係る」を削る。

第三条の三 中「当たる場合であつて施行者があらかじめ所轄地方運輸局長の承認を受けたとき」を「当たるとき」に改める。

第四条第五号中「運輸大臣の承認を受けて」を削る。

第六条第一項及び第二項中「運輸大臣の承認を受けた場合は」を「告示で定める要件を満たす場合にあっては」に改める。

第八条第一項中「施行者は、場外発売場を設けようとするときは」を「場外発売場を設けようとする者は」に改め、同条第二項中「施行者は、前項の確認を受けた者(以下「場外発売場設置者」という。）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 場外発売場設置者は、場外発売場の位置、構造及び設備が第一項の告示で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第八条に次の一項を加える。

4 施行者は、場外発売場に入場する者を整理し、競走に関する犯罪及び不正を防止し、並びに場外発売場内における品位及び衛生を保持するために必要な措置を講じなければならない。

第十二条を次のように改める。

(振興会への交付金)

第十二条 施行者は、第十五条に規定する競走終了報告書を提出した日から二週間以内に、法第十九条に規定する金額を振興会に交付しなければならない。

第十三条第一項ただし書中「場合であつて、施行者があらかじめ運輸大臣の承認を受けたときは、当該承認を受けた金額とする。」を「場合は

当該事務を実施するのに必要とする金額に相当する金額とする。この場合において、施行者は、開催日の六十日前までに、競走会と連名で、競走会に交付する金額、当該事務を実施するために必要な経費の見積り及び当該地域的な特殊事情を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。」に改め、同条第二項を削る。

第十五条中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改める。

第二十三条第二項中「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改める。

附則第二項中「運輸大臣の承認を受けて」を、開催日の六十日前までに運輸大臣に届け出て」に改め、附則第四項中「附則第二項の規定により承認を受けて行つ」を削り、附則第五項中「規定による承認を受け」を「規定により届出をし」に、申請書」を「届出書」に改める。

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とし、別記第四号様式を別記第二号様式とする。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日の前日以前の日を初日として開催される競走に係るこの省令による改正前のモーターボート競走法施行規則(以下「旧規則」という。)(第十二条に規定する振興会への交付及び旧規則第十三条に規定する競走会への交付については、なお従前の例による。

3 旧規則附則第二項の規定による承認を受けて開催される特別競走については、なお従前の例による。

○労働省令第二十九号

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第一項の規定を実施するため、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年六月三十日

労働大臣 牧野 隆守

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロ中「企業内容等の開示に関する省令」を「企業内容等の開示に関する総理府令」に改める。

附則

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。